



日本の監査報告書は、2021年3月期決算に係る財務諸表の監査から、上場企業等の監査報告書において「監査上の主要な検討事項」(KAM)が導入されることになった。すでにイギリスでは、2013年より監査報告書の拡充を図っている。ドイツにおいても、EUの規範と国際監査基準(ISA)の監査報告の改革を背景にして、2016年にKAMの最初の適用がみられる。イギリスの経験とドイツの最初の対応状況は、日本の監査報告の実務動向を見通すうえで有用であると考えられる。本稿は、KAMの報告に関するイギリスの3年間とドイツの最初の適用状況の分析の内容をドイツの研究者の視点から紹介するものである。

## I はじめに

周知のように、2018年7月5日に企業会計審議会は、「監査基準の改訂に関する意見書」を公表した。今回の改訂により、わが国においても2021年3月期決算に係る財務諸表の監査から、上場企業等の監査報告書において「監査上の主要な検討事項」(Key Audit Matters、以下KAMという。)<sup>1</sup>を記載することが規定された。監査報告書の内容の拡充をもたらす、記述の個別化を特徴とするKAMの報告について、すでにイギリスでは、類似の概念を導入して監査報告書の拡充を図っている。また、EUと国際監査・保証基準審議会(IAASB)の改革を背景にして同様の制度的枠組みを導入したドイツにおいても、2016年に最初の適用がみられる。イギリスの経験とドイツの最初の対応の分析は、これから始まる

# 監査上の主要な検討事項 (KAM)の実態 —イギリスの3年間とドイツの 最初の適用の分析—

大東文化大学教授

こまつ よしあき

小松 義明



わが国のKAM報告の動向を見通すにあたり、きわめて興味深いことであり、報告実務を帰納的に推論することを可能にすると考えられる。そこで、本稿は、イギリスの3年間とドイツの最初の適用について、ドイツの研究者がどのような観点に注目したかに焦点をあて、その内容を紹介するものである。したがって以下、まず2017年のヘンゼルマンとゼーベック(Henselmann/Seebeck)によるイギリスの分析結果を提示する。それを踏まえて、ドイツのKAM報告の制度の概要を示した後、2017年のクナップシュタイン(Knappstein)による最初の適用状況の分析結果を提示する。最後に、かかるKAM報告の具体的諸相から導かれる課題を提示しておきたい。

## II イギリスにおけるKAMの実態の分析

本節では、早期に導入したイギリスについて、その制度に若干ふれた後、次の5つの観点からKAMの実態の分析を示す。すなわち、監査報告書の長さ、KAMの数、監査法人別の比較、産業部門間の比較および監査報告書の理解しやすさである。その分析方法は、時系列比較や言語学上の手法を用いた分析等による。

### 1 イギリスの規制

2013年6月において英国財務報告評議会(FRC)はISA700(UK&Ireland、以下UK&Iという。)を成立させた。当該基準は、2012年10月1日以降に始まる事業年度の財務諸表監査に適用され、適用範囲は、プレミアム・スタンダードにおける上場企業の財務諸表監査である(19A項)。当該基準には、まだKAMの概念が

入っておらず、監査人は、同項において記述されている「重要な虚偽表示の最も重要なリスク」について監査報告書において報告するよう求められていた。ここでの分析では、ISA700(UK&I)の「重要な虚偽表示の最も重要なリスク」が対象となるが、これは、ISA701におけるKAMと比較可能な概念であるとして、以下ではKAMを用いている<sup>2</sup>。

## 2 KAMの実態の分析

### (1) 調査された監査報告書

ヘンゼルマンらの分析<sup>3</sup>は、2012年から2016年までの期間の財務諸表に関するイギリスの1,394の監査報告書を対象にしている。金融部門を除き、ロンドン証券取引所のプレミアム・スタンダードの上場企業に関して、2016年8月1日までの全409社の全調査から、彼らはKAM報告導入前の1年(329)およびその導入後の3年間(1,065)の監査報告書を集めた<sup>4</sup>。全体で1,394の監査報告書のうち、1,065は、ISA700(UK&I)の基準の成立の後(KAM導入後)、作成された(Henselmann / Seebeck [2017], S.242.)。

### (2) 監査報告書の長さ

監査報告書の長さは、監査報告書の全体の長さを単語の数で測定した結果、著しく増加している。KAM導入前の最終年度とその後のKAM導入初年度の間の監査報告書は、長さがおおよそ3倍(178.98%の増加)になった。また、監査報告書の長さは、新しい報告義務の導入後の2年目に増大した。監査報告書全体の増加(29.48%)は、とりわけKAM報告に帰すことができる(48.83%)。そのため、監査報告書におけるKAM報告の割合は、導入1年目の34.77%(768/2,209)から導入2年目の39.97%(1143/2,860)へ上昇した。3年目においては、わずかな増加にとどまっており、KAMの段落の増加は4.72%である。ヘンゼルマンらの

見解は、「全体として、恒常的に増加する監査報告書の長さは、監査人が拡充された監査報告書の導入の後に続く年において、KAMを詳しく報告することによって、利用者とのコミュニケーションの継続的な発展を目指していることを指し示している」ということである(Henselmann / Seebeck [2017], S.242.)。

### (3) KAMの数

#### ① KAMの相対的な頻度分布

図表1は、全ての企業の1,065の監査報告書におけるKAMの数の相対的頻度の分布を示している。

平均値は監査報告書につき3.80個であり、中央値と最頻値は、監査報告書につき4個である。監査報告書の95%が最大6個のKAMを報告している。ヘンゼルマンらは、「この報告の方法は基準の規定に従って、最も重要なリスクに制限していることに合致し、慎重な姿勢により過度なリスク報告は行われていないことを意味している」との見解を示している(Henselmann / Seebeck [2017], S.242-243.)。

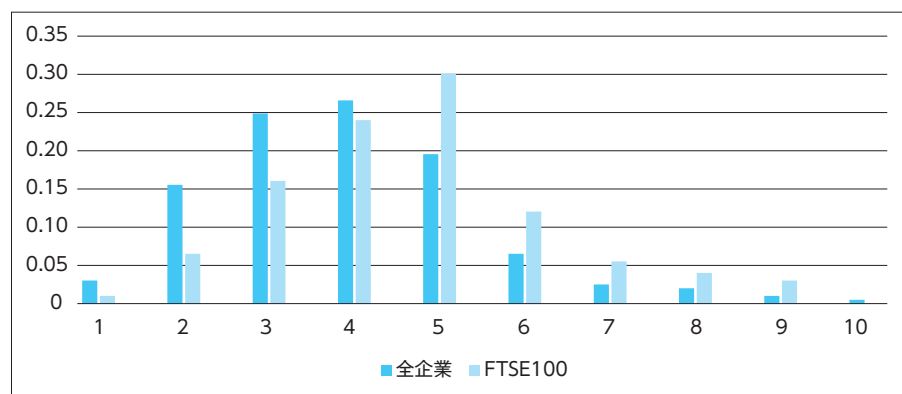
また、図表1は、比較のためにロンドン証券取引所のFTSE100種総合株価指数を構成する企業に関するKAMの値を示している。ここでは、報告された個数は著しく多くなる。彼らは、「このインデック

スを構成する企業は、規模の大きさと複雑さのため、KAMが特定される基礎となるより多くの重要なリスクが存在している」と推測している(Henselmann / Seebeck [2017], S.243.)。

#### ② KAMの監査法人別の比較

KAMの数を時の経過ならびに監査法人に従って分類してみると、報告されているKAMの数の平均値は、ISA700(UK&I)の導入後の最初の3年間において、全体として後退している。1年目は、平均して3.93個のKAMが報告され、2年目は3.82個であり、そして、3年目に3.65個となっている。全ての監査法人に関して、ISA700(UK&I)の導入後の最初の3年以内に平均値は下落するか、または、一定の水準のままである。ヘンゼルマンらは、「これは、監査人がKAMの決定に際して、まずは慎重に行動し、疑わしい場合にはむしろより多くの重要なリスクをKAMとして分類したことを示している」という。さらに、3年間の平均値において、KPMGは、最も少ないKAM(3.07)を報告し、それに反してGrant Thorntonは、最も多いKAM(4.46)を報告している<sup>5</sup>。これについて、彼らは、「監査法人にみられる差異は、KAMの数が企業のリスクに対して自動的に帰納的推論を行うことはできないことを示し、KAMが監査人に関する

図表1 KAMの相対的な頻度分布



(出所) Henselmann / Seebeck [2017], S.243.

諸要素に影響を受ける」との見解を示している。また、「その他の点では、ビッグ4または非ビッグ4に関して何ら重要な差異は確認されない」と結論付けている(Henselmann / Seebeck [2017], S.243-244.)。

#### (4) KAMの業種の比較

ヘンゼルマンらは、KAMの数を異なる33の産業部門で比較をしている。それによれば、「モバイル・テレコミュニケーション」、「ガス、水道およびマルチユーティリティ」ならびに「航空宇宙および防衛」の領域において、監査人は特に多くのKAMを報告している。これとは対照的に、「代替エネルギー」、「化学」ならびに「ソフトウェアおよびコンピュータ・サービス」の部門は、最も少ない数値を示している。そ

の一部が図表2である。

企業あたりのリスクの数は時の経過において全体として減少している。しかし、彼らは、「この傾向が、多くのリスクを持つ業界の企業にはあてはまらない」ことに注目している(Henselmann/Seebeck [2017], S.244.)。「モバイル・テレコミュニケーション」(4.50から6.00)、「航空宇宙および防衛」(4.89から5.50)ならびに「石油およびガス生産」(3.91から4.46)にみられるように、KAM報告導入以来、軽微ではあるが、KAMの数が増加傾向にあることを観察することができるのである。

#### (5) KAMの理解しやすさ

KAMが単なる記号ではなく、意味のある情報として伝達されるためには、理解しやすさはきわめて重要である。理解可

能な情報のみが財務諸表の利用者によって実質的に利用されるのはいうまでもない。テキストの理解しやすさは、ISA701をはじめとする監査基準により規定されている内容上の構成と構造とともに、言語上の理解しやすさによって影響される。ヘンゼルマンらはテキストの理解しやすさを測定するために、言語学上の専門文献において数量化可能な指数として提案されているFog指数をあげている。彼らによれば、ガニング(Gunning)によって1952年において開発されたこの指数は、一般にも、また、会計報告の研究においても、広く知られた指数の1つとみなされている。Fog指数は、基本的に、その数値が低いほど、それだけ読み手に対する要求は少なくなり、よりいっそうテキストの理解しやすさは高くなる。計算は次の式によって行われる。

$$\text{Fog指数} = 0.4 \times (\text{1文ごとの単語の割合} + \text{関係する複雑な単語の割合})$$

ここで彼らは、少なくとも3つの音節を伴う単語を「複雑な単語」とみなしている(Henselmann/Seebeck [2017], S.244.)。

図表3によれば、ISA700(UK&I)の導入に伴い、Fog指数の平均値は低下し、監査報告書の理解しやすさは明らかに高まったことを示している。この傾向は、2年目と3年目においても継続している。全体として、監査報告書は、KAM報告の導入後の3年目に、平均値が23.51のFog指数にみられるように、ISA700(UK&I)の導入前(29.70)に比べて、明らかに、より理解しやすくなった。ただし、彼らは次のようにいう。「文章は依然として理解が難しい状態にある。他の文書との比較を行うと、米国の2003年から2011年の間に作成された年次報告書はFog指数が18.94である。また、アナリスト

図表2 産業部門別のKAMの平均個数

部門	1年度	2年度	3年度	平均
モバイル・テレコミュニケーション	4.50	6.50	6.00	5.67
ガス、水道およびマルチユーティリティ	5.67	5.17	5.33	5.39
航空宇宙および防衛	4.89	5.22	5.50	5.19
一略				
石油およびガス生産	3.91	4.85	4.46	4.43
一略				
ソフトウェアおよびコンピュータ・サービス	3.08	3.07	2.59	2.89
化学	3.00	2.63	2.63	2.75
代替エネルギー	3.00	3.00	2.00	2.67
合計	3.93	3.82	3.65	3.80

(出所) Henselmann / Seebeck [2017], S.245.

図表3 監査報告書の読みやすさの経年比較

期間	Fog指数	
	確認の付記全体	KAMの段落
KAM導入前	29.70	—
KAM導入1年目	25.07	26.55
前年に対する減少	15.59%	—
KAM導入2年目	24.03	24.93
前年に対する減少	4.15%	6.10%
KAM導入3年目	23.51	24.52
前年に対する減少	2.16%	1.64%

(出所) Henselmann / Seebeck [2017], S.245.



報告書はFog指数が18.71である」と( Henselmann/Seebeck [2017], S.244-245.)。

### 3 小括

イギリスにおいて、プレミアム・スタンダードの上場企業の監査報告書の経験的分析は、KAM報告に特に注意してみると、監査人の報告がISA700(UK&I)の導入後、企業により特有用なものになったことを示している。すなわち、KAMの平均的な値はわずかに後退したが、全体として、使用された単語数は継続的に上昇している。同時に、報告書の理解しやすさは高まった。ヘンゼルマンらは、「監査人が自己の判断により最も重要である事項に焦点を当てるKAM報告は、リスクの数と記述および監査人の対応に関して、高い個性を示している」という。そして、「職業団体にとって、ISA701の導入に伴って、自らの監査業務と監査の品質を財務諸表の利用者により知覚可能にし、それによって信頼を回復させるチャンスであることが判明し、イギリスの監査人はすでにチャンスを利用しているように見える」と結論付けている(Henselmann/Seebeck [2017], S.246.)。

## III ドイツにおけるKAMの実態の分析

本節では、ドイツの制度に若干ふれた後、KAMに関して次の4つの観点からKAMの実態の分析を示す。すなわち、KAMの数、テーマ領域、KAMの選択の根拠および重要な所見である。

ドイツにおいて決算監査人たる経済監査士の企業外部向けの監査結果の報告は、伝統的に「確認の付記(Bestätigungsvermerk)」という名称が付されている(商法典322条)。そのため、本節でも当該名称を用いる<sup>6</sup>。

## 1 EU決算監査人規則とドイツにおけるISAの位置付け

EUのレベルでは、決算監査は「改訂決算監査人改革指令」および「社会的に影響度の高い事業体(Public Interest Entities、以下PIEという。)の決算監査に適用される決算監査人規則」(EU-APrVOと略称されるため、以下、略称を用いる。)によって改革された。この2つの法律公文書は、2014年4月に成立したが、ドイツにおいては、改訂決算監査人改革指令は、決算監査人改革法(AReG)によって国内法に転換された。また、EU-APrVOの諸規定は加盟国に直接適用される。これらは、過渡的諸条項および特例を配慮して、基本的に2016年6月17日後に始まる事業年度に関して適用される。つまり、暦年に等しい事業年度の場合には、2017年以降の適用が意味される。新設(または改訂された)ISAは、2016年12月15日以後に終了する事業年度に適用される。暦年に等しい事業年度の場合には、ISAはすでに2016年の事業年度に適用され、そのためEU-APrVOの規制より1年早い適用となった(Henselmann/Seebeck [2017], S.238.)。

ところで、ドイツはこれまでも、国際的に指導的基準であるISAを、ドイツ経済監査士協会(Institut der Wirtschaftsprüfer in Deutschland、以下IDWという。)により、国内監査基準であるIDW監査基準(Prüfungsstandard)(以下IDW PSという。)に転換して適用してきた。IDWは国際会計士連盟(IFAC)のメンバーとして、その義務に関するステートメントに従いISAを継受または転換する義務を負う。ISA701の転換はIDW PS401「確認の付記における特に重要な事実関係の報告」において行われた。EU-APrVOとIDW PS401に従って、ドイツの決算監査人は、KAMを報告しなけ

ればならないのである(Henselmann/Seebeck [2017], S.238.)。EU-APrVOとIDW PS401は、暦年に等しい事業年度の場合、上記のように2017年より適用となるが、2016年事業年度においてすでに、KAMについての報告を伴う初めての確認の付記が提出された。これは、ドイツの決算監査がISAを任意に適用して行われる限り、2016年の事業年度に関する決算監査に対する確認の付記にはKAMについての報告が記載されなければならないという事情による。そこで、ここでの目的は、クナップシュタインの2017年の研究論文に依拠しつつ、ドイツのKAMの報告における最初の洞察を示すことにある。

## 2 確認の付記の分析

### (1) 分析の前提

#### ① 対象となった確認の付記

2016年事業年度および暦年に等しくない事業年度の企業の場合には、2015/2016年において、12社のDAX企業と7社のMDAX企業が、IDWにより確定されたドイツの正規の決算監査の諸原則のほかに、コンツェルン(連結)決算の枠組みの中でISAが補完的に適用されていた。19の企業のうち、OSRAM Licht AG、Siemens AG、Südzucker AGおよびthyssenkrupp AGの各社は、暦年ではない事業年度を用いている。これらの企業の事業年度は、ISAの最初の適用時点より前に終了しているため、確認の付記にKAMを含んでいない。そのため、2016年の事業年度のコンツェルン決算書に関する監査人の確認の付記は、残りの15社によって分析される。したがって、ここでの分析は、10社のDAX企業と5社のMDAX企業が前提となる<sup>7</sup>。

#### ② KAMの記述の内容

KAMの記述は、ISA701の11項に従い、確認の付記の独立した段落で行われ

る。はじめに、最も重要であると判断された監査上の検討事項が扱われているのであり、これに加えて、全体として、監査判断の形成の際に顧慮されるのであり、さらにKAMには特別な監査判断は付与されないことがはっきりと指摘される。続いて、ISA701とEU-APrVO<sup>8</sup>の諸規定に従って、個々のKAMが詳細にテーマとして扱われる。すなわち、検討事項が記述され、KAMとしての選択が理由付けられ、監査人の対応ならびに場合によっては所見が報告される。加えて、コンツェルン決算書の附属説明書の開示への指摘がなされる。

## (2) 確認の付記の長さ

ドイツにおいて、確認の付記の全体は、単語を基礎にして、平均1,677語(中央値1,723語)を含んでおり、頁数は2015年事業年度において1.86頁(中央値2頁)から2016年事業年度において6.71頁(中央値6.5頁)となった。図表4は、個々のKAMの記述について、単語数を基礎にして、報告の全体、KAMの内容の説明、

理由付けおよび監査人の対応と所見を一覧表にしている。それによれば、KAMの説明の平均的な範囲は360語(参照指示と見出しは除く。)であり、「KAMの内容の説明」ならびに「監査人の対応と所見」の記述の大部分から成る。クナップシュタインは、「KAMの内容の記述において、主に企業に固有の説明がなされていることが、積極的に強調されなければならない」と指摘している。

## (3) KAMの数

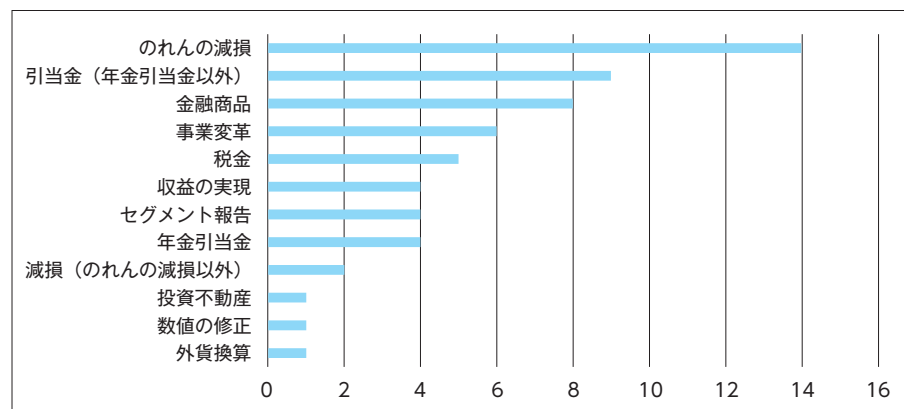
分析された15社の確認の付記のうち8社において、4個のKAMが示された。また、3社において3個、2社において2個であった。最も多いのは、Bayer AGとCommerzbank AGの確認の付記における7個のKAMであった。確認の付記は、平均して3.9個のKAMを含んでいる。クナップシュタインは、KAMに対応する報告がすでに2013年以来求められているイギリスにおけるこれまでの経験に一致していることに注目している(Knappstein [2017], S.1794.)。

図表4 個々のKAMの説明の範囲(単語数による。参照指示と見出しは除く。)

	全体	KAMの内容の説明		理由付け	監査人の対応と所見
		企業固有の説明	一般的説明		
平均値	360	122	21	45	171

(出所)Knappstein [2017], S.1794.<sup>9</sup>

図表5 KAMのテーマ領域



(出所)Knappstein [2017], S.1794.

## (4) KAMの種類

KAMのテーマ領域として、15社の確認の付記の14社において、「のれんの減損」があげられていた。引当金(年金引当金以外)が2番目に多く9社において選択されており、金融商品が3番目に多い8社である<sup>10</sup>。同様に、税金、収益の実現および年金引当金ならびに事業変革に直接関係するテーマ領域からの検討事項がKAMとされている<sup>11</sup>。

## (5) KAMとして選択した根拠

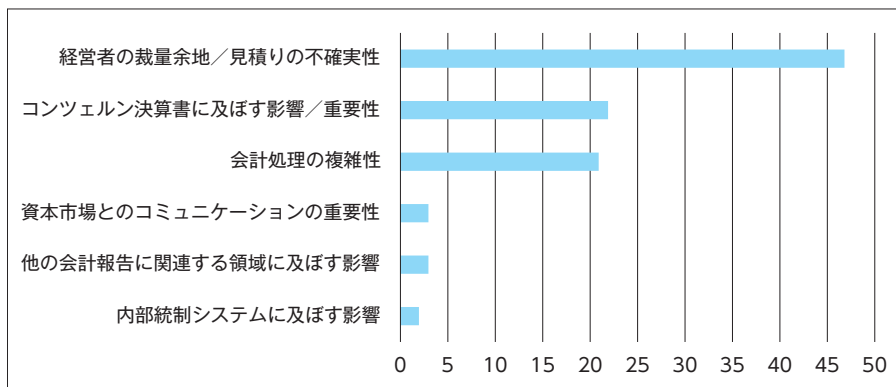
### ① KAMの根拠の分析

上述のように、図表5において、KAMとしてあげられた検討事項を観察すると、多くは複雑な会計処理を伴うテーマが扱われている。クナップシュタインは、「そこにおいて行われるべき仮定と決定されるべきパラメータは、経営者の裁量の余地または見積りの不確実性に結び付けられていることが重要であり、これは、検討事項がKAMとして選択された根拠に映し出されている」と述べている(Knappstein [2017], S.1794.)。それでは、次頁の図表6をみてみよう。本図表は、検討事項がKAMと選択された理由を6つに分けその頻度を集計したものである<sup>12</sup>。15社の確認の付記に含まれる全56個のKAMのうち、「経営者の裁量の余地や見積りの不確実性」の存在は、47件あげられており、最も多い。これに「コンツェルン決算書に及ぼす影響」ならびに「会計処理の複雑性」が続く。その際、「会計処理の複雑性」はとりわけ、のれんの減損に関連付けてあげられており(21件中9件)、事業変革の会計処理に関係しても選択されている(21件中4件)<sup>13</sup>。

### ② 特別な状況に関連付けた記述

さらにクナップシュタインは、「KAMの内容の記述において、現在の事業年度に関する特定の検討事項の重要性の指摘が提供されていること」に注目している。

図表6 KAMとして選択された検討事項の根拠



(出所)Knappstein [2017], S.1795.

これについて、クナップシュタインの説明に従って見ていこう。たとえば、「年金引当金」のKAMにおいて、Deutsche Lufthansa AGの場合には、2016年事業年度において、「客室乗務員の退職年金制度および過渡的年金制度の協約の新規制」がなされたことが議論されている<sup>14</sup>。また、E.ON SEおよびRWE AGの場合の決算監査の確認の付記において、「核エネルギーにおける廃棄物に対する引当金」のKAMに関して、「核技術の廃棄物における責任の新秩序に関する法律」に言及されている<sup>15</sup>。クナップシュタインは、2016年事業年度におけるこのような実状の提示は、主に企業個別に実施される「特別な状況」といえるのであり、かかる状況に直接関連付けた検討は、「記述が過度に標準化されたり、時を経て有用性が低下する可能性を最小化するため」(ISA 701, A44項)、積極的に評価できるという(Knappstein [2017], S.1795.)。

この点において、クナップシュタインは、さらに次のように述べている。「2016年事業年度において「特別な状況」(たとえば、上記の年金の新規制)が存在しない場合、または特別な事実関係(たとえば、事業変革)が問題となっていないような場合がしばしばKAMとしてあげられてい

ることは注意すべきである」と。そして、「ここには、収益の実現、税金、金融資産、引当金およびのれんの減損といったテーマが含まれる。かかる検討事項は、次の年において、同様の形で存在することが予測され、そのため再度KAMとして特定される可能性があり、また必然的にKAMとして特定されなければならない場合がある」。すなわち、クナップシュタインがいうように、「監査人にとっては、このような事業モデルに固有の標準的なリスクを再度報告する際に、いかに有益な情報を提供するかが重要となる」のである(Knappstein [2017], S.1795.)。

#### (6) KAMについての所見

さて、EU-APrVOの10条2項のcに準拠して、監査人は、場合によってはKAMに関する重要な所見の記載を検討しなければならない。また、ISA701のA46項に準拠して、決算監査人は、監査手続の結果または重要な所見を指摘することができる。しかし、このような所見の記載は、クナップシュタインによれば、「特別な監査判断が付与されている」、または「コンツェルン決算書に対する監査判断が疑問視される」といった印象が発生するという(Knappstein [2017], S.1795.)。

ところで、分析された全56個のKAM全てに対して所見が付されている。この

直接的に手短かに述べられた所見は、監査人の対応についての詳述に続いて記載されている。直接的な結論は、一文を伴うのみで、短く保たれているのが通常である。しかし、表現は異なっている。例として、PwCによって行われた「のれんの減損」の2つのケースのうち、Deutsche Lufthansa AGの監査に関する確認の付記において、KAMに対する所見の結論部分として次のように述べられている。

「法定代表者(経営者)によって適用された評価パラメータと仮定は、私たちの予測と一致している。」<sup>16</sup>

これと、Commerzbank AGの監査に関する確認の付記の記述は次のように対比される。

「法定代表者(経営者)によって適用された評価パラメータと採択は、支持できる変動幅の中にある。」<sup>17</sup>

また、所見の表現は1つの確認の付記の中で異なっている。たとえば、Deutsche Post AGの場合には、のれんの減損についての仮定とパラメータは、「全体として跡付けできる」と述べられている。一方、年金引当金の評価に関するその指摘については、これは「十分に記録されており、理由付けられている」と述べられている<sup>18</sup>。これについて、クナップシュタインは、「選択された表現は、経営者と決算監査人との対話からの結果であることが顧慮されなければならないのであり、標準的で、紋切り型の表現を回避するために、自己の確認の付記において異なった表現が選択された結果であると考えることができる」と述べている(Knappstein [2017], S.1796.)。

以上のような肯定的な所見とは別に、明らかに一部批判的な所見を伴う記述の例が、イギリス企業のRolls-Royce Holdings plcの2013年事業年度の監査に関する監査報告書にある。その中



の、「Daimler AGのプットオプションの評価」において次のように述べられている。

「私たちは、結果として得られた見積りは許容できるものであるが、いささか楽観的であり、そうでない場合よりも多少少ない負債が記録される結果となったことを見出した。」<sup>19</sup>

クナップシュタインは、「KPMGは、ISA700(UK&I)において求められていなかったにもかかわらず、利用者指向の観点からかかる記載を決定したのである。このような、明らかに、批判を言葉で表現した所見は、ここで分析されたドイツの確認の付記においては見出すことはできない」と述べている(Knappstein [2017], S.1796.)。

## IV おわりに

以上みたように、イギリスにおけるプレミアム・スタンダードの上場企業の監査報告書の経験的分析は、監査人の報告がISA700(UK&I)の導入後、企業にとってより特有なものになったことを示している。ヘンゼルマンらは、KAMの導入が、監査人にとって、監査の信頼を回復させるチャンスであるとの積極的な見解を示していた。しかし、KAMの報告が「将来、企業固有の報告か、あるいは決まり文句の報告の方向に甘んじるか」、動向を注視したいと結んでいる(Henselmann/Seebeck [2017], S.246.)。

また、DAXおよびMDAX企業の決算監査人の確認の付記を対象にしたクナップシュタインの分析は、ドイツにおけるKAM報告の最初の適用状況を描き出したものである。全体として監査報告に関する変革は、決算書の利用者にコンツェルン決算監査に関する企業独自の洞察を可能にすることが明らかにされている。

もっとも、そのためには、時の経過においてさらなる利用可能な情報の有用性が保持されることが前提となる。特に、これは「事業モデルに特有のスタンダードリスクに関する報告」にあてはまる。ヘンゼルマンらと同様にクナップシュタインも「監査報告の拡充をもたらす諸要求が、これまでの定型文言証明書の延長という結果になることは回避しなければならない」と結んでいる(Knappstein [2017], S.1796.)。

のれんの減損を中心とする現代の会計実務の特質と2008年の経済危機を背景に登場した新しい構造を有する監査報告書の今後の展開を注目したい。

### <注>

- 1 KAMの定義は、ISA701の8項によれば、「当年度の財務諸表監査において、監査人が職業専門家として最も重要であると判断した事項」であり、「監査人が統治責任者とコミュニケーションを行った事項から選択する」(日本公認会計士協会[2017]、3頁)。
- 2 その後、イギリスでは、規制をEUに合わせてIAASBのISA701の構成に適合させるため、KAMを採り入れたISA701(UK)を公表した。2016年6月17日以降に始まる事業年度より適用されている。なお、イギリスにおける適用初年度の状況はFRC[2015]において分析されており、詳細は甲斐[2015]を参照されたい。2年度目はFRC[2016]を参照されたい。
- 3 ここでのヘンゼルマンとゼーベックの分析は、すでに小松[2018b]において全体を紹介しているが、ここではドイツの初回の分析との対比をする必要から、関係する分析結果と特徴点を抽出して再録している。
- 4 ここでの分析の詳細は小松[2018b]

を参照されたい。

5 ここでの分析の詳細は小松[2018b]を参照されたい。

6 本節では、そのほかにもドイツの会計報告と監査制度の特質を踏まえて、決算書、コンツェルン決算書、決算監査、監査判断という用語を用いている。それぞれ、財務諸表、連結財務諸表、財務諸表監査、監査意見との対応関係がある。

7 DAXは、ドイツを代表する30銘柄で構成される。MDAXはEU規制市場のプライム・スタンダードにて、DAXよりも小規模な50銘柄で構成される。ここでの分析は、以下の10社のDAX企業、すなわち、Bayer AG、Commerzbank AG、Deutsche Lufthansa AG、Deutsche Post AG、Deutsche Telekom AG、E.ON SE、Linde AG、RWE AG、SAP SEおよびVonovia SEならびに以下の5社のMDAX企業、すなわち、Aareal Bank AG、Brenntag AG、Covestro AG、Evonik Industries AGおよびinnogy SEを対象としている(Knappstein [2017], S.1793.)。

8 EU-APrVOの10条2項(c)において、「決算監査人により最も重要と判断された虚偽表示のリスク」を記述し、その対応および重要な所見についての記載が求められている。

9 クナップシュタインは本図にさらに中央値等の数値を示しているがここでは割愛した。

10 引当金に関連しては、9社のうち、法的リスクの形成に関する引当金(2社)、リストラクチャリングに関する引当金(2社)、核エネルギーの廃棄物処理に関する引当金(2社)、環境に関する引当金(1社)ならびに様々な引当金(2社)となっている。また、金融商品は8社のうち、発行された転換義務のある社債の分類(1社)、債権の回収可能性(3社)、ヘッ

ジの会計処理(2社)、金融商品全般の会計処理(2社)である(Knappstein [2017], S.1794.)。

11 クナップシュタインは次のKAMを事業変革に分類している。Uniper SEの多数持分の分割と連結の除外(E.ON SE)、株式公開(innogy SEならびにRWE AG)、ジョイント・ベンチャーの持分の売却(Deutsche Telekom AG)、非継続事業Diabetes Careの会計処理(Bayer AG)および種々の会社の持分の取得(Brenntag AG)(Knappstein [2017], S.1794.)。

12 KAMの根拠の選択については、検討事項の記述に引き続いて、詳細に述べられるが、1つ(59個のKAMのうち26個)あるいは2つ(59個のうち27個)があげられる(Knappstein [2017], S.1794-1795.)。

13 「会計処理の複雑性」として、そのほかには、収益の認識(21件中3件)、ヘッジ活動(21件中2件)またはIAS39による全般の金融商品の会計処理(21件中2件)ならびに税務上の評価(21件中1件)がある(Knappstein [2017], S.1795.)。

14 Deutsche Lufthansa AG [2016], S.171.

15 E.ON SE [2016], S.103-104., RWE AG [2016], S.189.

16 Deutsche Lufthansa AG [2016] S.172.

17 Commerzbank AG [2016] S.300.

18 Deutsche Post AG [2016] S.173.

19 Rolls-Royce Holdings plc [2013] p.130.

#### <引用・参考文献>

Blöink/Lücke [2014] Die EU-Re-

form der Abschlussprüfung-IDW Textausgabe, Materialien und Gegenüberstellungen zur EU-Verordnung und -Richtlinie-.

Henselmann.K./Seebeck.A.[2017] Was deutsche Abschlussadressaten vom neuen Bestätigungsvermerk erwarten können, Eine empirische Analyse von Key Audit Matters in Großbritannien, in: WPg 2017 Heft 5, 237 - 246.

IAASB[2015] International Standard on Auditing (ISA) 701 Communicating Key Audit Matters in the Independent Auditor's Report, January 2015.

Knappstein, J. [2017] Berichterstattung über key audit matters-Erste Einblicke in die Umsetzung der erweiterten Anforderungen an den Bestätigungsvermerk des Abschlussprüfers -, in DB Nr.32,11.08.2017,S.1792 -1796.

FRC [2013] International Standard on Auditing (UK and Ireland) 700 The independent auditor's report on financial statement, June 2013.

FRC [2015] Extended auditor's reports: A review of experience in the first year, March 2015 (www.frc.org.uk, 参照 2018年8月1日).

FRC [2016] Extended auditor's reports: A further review of experience, January 2016 (www.frc.org.uk, 参照 2018年8月1日).

甲斐幸子[2015]「監査報告に関する国



際動向④英国財務報告評議会「長文化した監査報告書：適用初年度の経験のレビュー」『会計・監査ジャーナル』第27巻第6号、23-31頁。

日本公認会計士協会[2017]（仮訳）国際監査基準701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な事項のコミュニケーション」。

小松義明[2018a]「ドイツにおける監査報告制度の変革—監査証明書の長文化に向けて—」『現代監査』No.28、69-80頁。

小松義明[2018b]「監査上の主要な検討事項（KAM）の制度と実態—イギリスとドイツの実務状況の分析を中心に—」『経営論集』第36号、25-44頁。

#### <事業報告書（年次報告書）>

Commerzbank AG [2016]  
[https://www.commerzbank.de/media/aktionaere/service/archive/konzern/2017/Geschaeftsbericht\\_2016\\_Konzern\\_DE.pdf](https://www.commerzbank.de/media/aktionaere/service/archive/konzern/2017/Geschaeftsbericht_2016_Konzern_DE.pdf)（参照 2019年1月15日）

Deutsche Lufthansa AG [2016]  
<https://investor-relations.lufthansagroup.com/fileadmin/downloads/de/finanzberichte/geschaeftsberichte/LH-GB-2016-d.pdf>（参照 2019年1月15日）

Deutsche Post AG [2016]

[https://www.dpdhl.com/content/dam/dpdhl/de/investors/veranstaltungen/hauptversammlung/2017/DPDHL\\_Geschaeftsbericht\\_2016.pdf](https://www.dpdhl.com/content/dam/dpdhl/de/investors/veranstaltungen/hauptversammlung/2017/DPDHL_Geschaeftsbericht_2016.pdf)（参照 2019年1月15日）

E.ON SE [2016]

[https://www.eon.com/content/dam/eon/eon-com/investors/annual-report/EON\\_Geschaeftsbericht\\_2016.pdf](https://www.eon.com/content/dam/eon/eon-com/investors/annual-report/EON_Geschaeftsbericht_2016.pdf)（参照 2019年1月15日）

Rolls-Royce Holdings plc [2013]

<https://www.rolls-royce.com/~media/Files/R/Rolls-Royce/documents/investors/annual-reports/rr-full%20annual%20report--tcm92-55530.pdf>（参照 2019年1月15日）

RWE AG [2016]

<http://www.equitystory.com/download/companies/RWE/Annual%20Reports/DE0007037129-JA-2016-EQ-D-00.pdf>（参照 2019年1月15日）

\* 必須研修科目「監査の品質及び不正リスク対応」研修教材

教材コード J 0 3 0 4 5 2



研修コード 3 1 9 1

履修単位 1 単位